



平成 27 年 3 月 5 日

各 位

会 社 名 共同ピーアール株式会社
代表者名 代表取締役社長 上村 巍
(JASDAQ・コード番号: 2436)
問合せ先責任者 経営企画室長 植松 善洋
電 話 03-3571-5172

株主提案に対する当社の対応に関するお知らせ

当社は、下記のとおり当社株主から、平成 27 年 1 月 16 日付で、平成 27 年 3 月 27 日開催予定である当社第 51 回定時株主総会における株主提案権行使に関する書面を受領し、その後、提案株主との間で協議を重ねてまいりましたが、提案株主が当該株主提案を撤回するに至らなかったため、本日開催された取締役会において、当該株主提案に係る議案に反対する旨の決議をいたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案株主名

- (1) 名 称 株式会社新東通信
- (2) 本 店 所 在 地 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目 16 番 29 号
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役社長 谷 鉄也
- (4) 所 有 株 式 377,600 株 (平成 26 年 12 月 31 日時点)
- (5) 所有株式数の割合 発行済株式総数の 29.96% (平成 26 年 12 月 31 日時点)

2. 提案内容

以下は、提案株主から受領した株主提案権行使に関する書面に記載の内容を原文のまま記載しております。

提案する議案 取締役 5 名選任の件

ア 議案の要綱

沼田英之氏、西井雅人氏、谷鉄也氏、平英毅氏及び下土井幸雄氏の 5 名を貴社取締役に選任する。

なお、各取締役候補者からは、全て貴社取締役就任の内諾を得ております。また、各取締役候補者と貴社の間には特別の利害関係はありません。

イ 提案理由

貴社は、連結業績において、前期である平成 25 年 12 月期までに 3 期連続で売上高と営業活動によるキャッシュ・フローが減少し、ついには当期である平成 26 年 12 月期には営業赤字 3 億 86 百万円、経常赤字 3 億 84 百万円、当期純損失 5 億 15 百万円となり、業績悪化が著しい状態です。その結果、平成 26 年 12 月末時点の純資産は 4 億 97 百万円となり、前年同期と比べて純資産を 50.47% に減少させています。

また、貴社は、WEB 関連のプロジェクトに関連して、平成 26 年 12 月期第 2 四半期で受注損失引当金 71 百万円を計上、第 3 四半期で 3 億 2 百万円の追加計上、さらに今般の第 4 四半期で 2 億 2 百万円の追加計上をしており、現時点において当該プロジェクトから合計 5 億 75 百万円の損失を発生させております。この合計 5 億 75 百万円という損失額は、平成 25 年 12 月末時点の純資産 9 億 86 百万円の 58.34% に相当する金額であり、この当該プロジェクトによる損失は、貴社の会社存続を脅かしかねない状況です。さらに貴社は、3 度も当該プロジェクトによる損失に係る業績修正を行っております。これは会社の事業計画の見通しの甘さ、経営管理能力の欠如の結果であり、上場会社としての信用を失墜させています。

そこで、貴社の発行済株式総数の 29.97% を保有する筆頭株主である本株主は、企業価値及び株主共同の利益を向上させるために、筆頭株主である本株主より 3 名及びコーポレート・ガバナンス、企業コンプライアンスや企業再生に造詣の深い社外取締役 2 名の合計 5 名の取締役を新たに追加して選任することにより経営体制を強化し、現任取締役である上村巍・代表取締役社長、安口正浩・常務取締役、木村忠久・取締役専務執行役員及び明石一秀・社外取締役らと共に一致団結して、この経営危機に対応することが必要と考えています。

本議案が承認可決された場合、貴社取締役会は、現任取締役 4 名に加え、新たに筆頭株主である本株主より 3 名及び社外取締役 2 名を追加した新体制で、企業再生に邁進していくこととなります。

ウ 候補者の略歴等

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・重要な兼職の状況	所有する 貴社の株式数
1	沼田英之 (昭和34年1月24日生)	昭和56年4月 株式会社新東通信入社 平成17年9月 同社取締役常務執行役員就任 平成24年9月 同社取締役大阪支社長就任(現任) 〔重要な兼職の状況〕 株式会社新東通信 取締役	0株
2	西井雅人 (昭和36年8月8日生)	昭和61年1月 株式会社新東通信入社 平成23年9月 同社取締役上席執行役員就任 平成24年9月 同社取締役コーポレート本部本部長就任(現任) 〔重要な兼職の状況〕 株式会社新東通信 取締役	0株
3	谷鉄也 (昭和45年9月3日生)	平成13年9月 株式会社新東通信入社 平成17年9月 同社取締役執行役員就任 平成25年9月 同社代表取締役社長(現任) 〔重要な兼職の状況〕 株式会社新東通信 代表取締役社長	0株
4	平英毅 (昭和47年11月15日生)	平成12年12月 弁護士登録 東京麹町法律事務所(現東京市谷法律事務所)入所 平成17年4月 同法律事務所パートナー就任(現任) 平成19年12月 中小企業診断士登録 平成25年6月 経営革新等支援機関認定 〔重要な兼職の状況〕 東京市谷法律事務所 パートナー	0株
5	下土井幸雄 (昭和37年9月8日生)	昭和61年4月 三井物産株式会社入社 平成14年7月 船井キャピタル株式会社入社 平成15年4月 船井アドヴェンチャー株式会社設立 代表取締役就任(現任) 〔重要な兼職の状況〕 船井アドヴェンチャー株式会社 代表取締役	0株

(注)

1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 沼田英之氏、西井雅人氏、谷鉄也氏、平英毅氏及び下土井幸雄氏は、新任取締役候補者であります。
3. 谷鉄也氏、平英毅氏及び下土井幸雄氏は、社外取締役候補者であります。
4. 谷鉄也氏は、広告業等を営む株式会社新東通信の代表取締役社長であり、企業経営・事業戦略に関する豊富な知識と経験を有しております。
5. 平英毅氏は、弁護士、中小企業診断士及び経営革新等支援機関として、コーポレート・ガバナンス、企業コンプライアンス及び企業再生に深い造詣を有しております。
6. 下土井幸雄氏は、経営コンサルティング業等を営む船井アドヴェンチャー株式会社の代表取締役であり、企業経営の立て直しに豊富な実績と見識を有しております。
7. 平英毅氏及び下土井幸雄氏は、東京証券取引所が定める独立役員の定義に該当しています。

◇ 上記提案に対する取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

当社取締役会としては、以下の理由により、**本議案**に対する反対の意見を表明いたします。

1. 本議案は提案株主による当社の経営支配を企図したものであること

まず、提案株主の提案は、当社の取締役会の過半数にあたる5名の取締役の選任を内容とするものであり、**仮に本議案が成立した場合には、当社の発行済株式総数の約30%を有する提案株主が、直ちに当社の経営を支配することになります。**

このように、提案株主の提案は、当社の経営に直ちに重大な影響を与えるものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益に重大な悪影響を及ぼす可能性も内包しているものですので、当社取締役会は、株主の皆様の判断の参考にしていただく必要があると考え、提案株主からの提案を受けて以降、提案株主に対し、提案の目的・背景・経緯、提案株主の当社の経営方針等、提案株主のPR事業に対する考え方、各取締役候補者の資質、能力、経験等について、書面をもって回答を求めてきたところです。しかし、提案株主は、誠に遺憾なことながら、現在に至るまで理由を明らかにすることもなく全く回答をされておられません。

当社取締役会としては、提案株主が回答をされていないことに加えて、後述するような事情もあることを勘案すると、**提案株主は、当社業績の悪化の機会を利用し、経営支配を目的として本議案の提案に及んでいるものと解せざるを得ないと考えております。**

2. 「業績の悪化」は、一時的かつ限定的であること

(1) 業績悪化の原因

提案株主は、「提案理由」において、当社の業績悪化を指摘しています。

しかし、平成26年8月12日付「第2四半期業績予想と実績値との差異及び受注損失引当金の計上に関するお知らせ」、平成26年11月14日付「通期業績予想の修正及び受注損失引当金の追加計上に関するお知らせ」及び平成27年2月18日付「平成26年12月期通期業績予想と実績値との差異及び受注損失引当金の追加計上に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、平成26年12月期の営業損失、経常損失及び当期純損失は、**専ら、当社が官公庁のWEB構築及び運用保守業務として受注した特定のプロジェクト（以下「本件WEB関連プロジェクト」といいます。）に関して、平成26年度初めから平成29年度10月にわたって発生する受注損失についての引当金を計上したことによる一時的なものである。**

本件WEB関連プロジェクトは、当社が、通常のPR業務の周辺業務として取り組んできたWEB関連業務を将来的に当社の主要な業務へと成長させることも睨んで受注したものであるところ、当社のみならず、業界内においても先例のない内容の大型プロジェクトであり、当社の今後のWEB関連業務にとって貴重な実績となるものです。想定を上回る作業資源の追加投入を余儀なくされ、複数回の引当てをせざるを得なくなりましたが、既存業務に安住せず、新規分野へと成長させようとする局面においては、やむを得ない投資であったという面もあるものと考えております。

(2) 主要業務であるPR業務の業況

他方、当社の主要業務であるPR業務については、平成24年12月期の当社元役員等の不正行為に起因する顧客の減少、企業や団体等における広報やマーケティングに対する予算の抑制傾向といった厳しい事業環境

にもかかわらず、採算性の高いリテイナーも、既存顧客からのオプション&スポット案件も、順調に受注を拡大しており、リテイナーは、顧客数が前事業年度から増加に転じ、その売上高も前事業年度比3.9%の増加となり、オプション&スポット（本件WEB関連プロジェクトを除く。）も、売上高が同比8.0%の増加となっており、通常のPR業務のみでみた売上総利益は約2,075百万円となっております。

さらに、当事業年度は、前事業年度に実施した人員整理や事業所の縮小等による固定費の削減、資産の有効活用等が奏功しており、**通常のPR業務のみでみると、営業利益が174百万円（前事業年度比約269百万円増）、経常利益が約167百万円（同比約262百万円増）、当期純利益が約88百万円（同比約158百万円増）となり、いずれも前事業年度の赤字からの回復を果たすに至っております。**

（3）小 括

このように、**当社の事業は、本件WEB関連プロジェクトを除けば、順調に推移しております。**本日付の「決算発表資料の追加（役員の変動）に関するお知らせ」にて記載のとおり、業績の安定的な向上及び経営体制の強化を図るべく、新たに取締役5名の追加選任をお願いする予定であり、当社取締役会としては、かかる意欲的かつ戦略的な経営体制によってこそ、いよいよ業績の安定的な向上が見込めるものと考えております。

3. 本議案は当社の「経営体制の強化」に資するものでないこと

（1）PR事業の経験・ノウハウを有する取締役候補者の不在

当社の営むPR事業と提案株主の営む広告事業とは、ともにクライアントに関する情報を配信するという隣接事業ではありますが、PR事業が、各種メディアの記者に対し、記者会見、個別面談その他の機会を利用して、各メディアへの記事掲載に導くこと（記事化）を通じてクライアントの情報を配信するものに対し、広告事業は、各種メディアから購入した広告枠に掲載することを通じて情報を配信するものであり、その性質を大きく異にしております。

そのため、当社の営むPR事業においては、各種メディアの記者に対してクライアントに関する正確な情報をタイムリーに発信し適切な記事の配信に導くためのノウハウこそが、事業を営むうえでの強みとなります。実際、当社は、PR会社のパイオニアとして昭和39年に創業して以来、当社に所属するPRのスペシャリストが、“Face to Face”のメディア・リレーションズをモットーに、メディアとの間に重層的かつ強固なネットワークを構築し、メディアに対する最も強い影響力、高い信用力を獲得してきており、かかるメディア・リレーションズを基礎とするスペシャリストのPR活動のノウハウの蓄積こそが、当社の強みとなっております。

提案株主においては、このようなPR事業の特質を十分に理解しているとは思われず、株主提案書を見る限り、**本議案に係る取締役候補者においては、PR事業に必要な経験又はノウハウを有している人材は、残念ながら含まれていないであろうと考えます。**

（2）上場会社の経営能力のある取締役候補者の不在

当社は、PR業界のリーディング・カンパニーとして、PR業界で最初に株式を上場させた上場会社であります。提案株主は、名古屋地区を本拠とする広告代理店であり、未だ創業者一族の支配する非上場会社であります。

上場会社の経営は、不特定多数の株主の共同の利益のために企業価値を高めることを目的として、会社法、金融商品取引法、証券取引所規則、連結会計基準その他の上場会社を規律する法令、規則等を遵守しながら、

公正かつ透明な利潤追求活動を営むものであり、当社経営陣もまた、常にかかる目的と規律の下において企業経営をしてまいりました。

ところが、提案株主は、例えば、その大量保有報告書において、「重要提案行為等」の「該当事項なし」と記載しているにもかかわらず、本議案に係る株主提案に及んだ後も、未だに大量保有報告の変更報告書を提出しておらず、金融商品取引法に違反する状態となっているのであり、**提案株主に上場会社を規律する法令、規則等を遵守する意思又は能力があるのかを疑わざるを得ない状況**です。

また、本議案に係る取締役候補者も、上場会社の経営とは無縁の非上場会社である提案株主から派遣される3名はもとよりのこと、社外取締役候補者2名も非上場の中小企業を中心にアドバイス、コンサルティングを提供してきた方々と拝察され、**上場会社のガバナンスに必要な経験又は専門的知見を有していると思われる人材は見当たらない**と言わざるを得ません。

(3) 小 括

このように、提案株主の提案は、当社の「経営体制の強化」を謳っているが、**取締役候補者のいずれも、PR事業に必要な経験又はノウハウも上場会社の経営に必要な経験又は専門的知見も有していない**のであり、当社の「経営体制の強化」に資するものとはいえないと考えております。

4. 本議案は当社経営に深刻な悪影響を及ぼす懸念があること

(1) 当社経営体制の不安定化に対する懸念

提案株主は、これまで、当社株式の大量取得から本議案に係る株主提案に至るまで、当社又は株主の皆様
に重大な影響を及ぼしかねない行為を、いずれも当社に事前の打診、相談又は提案もないままに唐突に行
ってきました。そのうえ、本議案に係る株主提案以降も、提案株主は、当社からの質問に全く回答しないこ
とをはじめとして、当社との協議の過程で種々の不誠実な対応に及んできております。そのため、当社の現
経営陣と新東通信の間においては、未だ株主の付託に応えるに足りる信頼関係を醸成するに至っていない状
況にあります。

こうした中で本議案が成立した場合には、今後、**当社現経営陣と本議案によって選任された新たな取締役
とが「一致団結して」経営を行うことには、極めて多くの困難が予想される**のであり、当社の経営又は事業
の方針を巡って深刻な対立が生じ、適切な経営判断が不可能になることも懸念されます。

(2) クライアント・メディアとの関係に悪影響を及ぼす可能性

当社のPR事業においては、複数の大手広告代理店とのリレーションも重要な資産の一つとなっているだ
けでなく、大手広告代理店自体が、重要な顧客でありかつ重要な案件紹介元となっております。

また、当社は、特定の広告代理店、外資系企業、企業系列等に属さない独立系PR会社であり、そのこと
が、クライアント及びメディア各社から高い信頼を勝ち得ている要因の一つとなっております。

仮に本議案が成立することになれば、当社は、売上規模において業界20位前後の広告代理店の一社である
提案株主から取締役の派遣を受け、あまつさえその経営を支配されるということになります。その場合は、
**単に大手広告代理店を顧客又は案件紹介元とする取引が減少するというに止まらず、当社のPR事業にお
ける重要な資産の一つである大手広告代理店とのリレーションにも、独立系PR会社として積み上げてきた信
頼関係にも、顕著な悪影響を及ぼすことは避け難いもの**と考えております。

(3) 従業員の離職・モチベーションの低下の懸念

当社のPR事業におけるモットーである“Face to Face”のメディア・リレーションズは、PRのスペシャリストである当社の個々の従業員が有する人的関係に強く依存するものであり、その個々の従業員は、PR業界のリーディング・カンパニーの一員であるという自負と高い誇りをもって業務に取り組んでおります。

そのような当社の従業員においては、従前より、広告代理店の一社である提案株主が当社の株式を買い集めていることに強い拒絶反応を示している者が少なくなく、提案株主からの取締役の派遣を受けること、とりわけ提案株主の経営支配の下に置かれることにも、強く抵抗することが容易に予想されます。

したがって、**仮に本議案が成立した場合には、多数のPRスペシャリストの離職又はモチベーションの低下が生じ、当社の事業に深刻な打撃となることが強く懸念されます。**

以 上